

「小歩危峽を活用したアクティビティ（交流施設）提案にかかる景観審議会の経過と審議概要

2018年12月7日、民間事業者の「小歩危峽を活用したアクティビティ（交流施設）」の提案について景観審議会の意見を求めました。

（審議内容）

「天然記念物及び名勝国指定地」に指定されている大歩危小歩危に隣接する場所であること、本アクティビティ施設を建設することによる観光需要と地域活性化について、又、今後ジオパーク申請予定であることから、本件が当該地において、良好な景観の形成に寄与するか否かを中心に3回（2019年1月23日、7月29日、10月17日）にわたり審議。

（景観審議会開催経緯）

- 【第1回】2019年1月23日（水） 13:00～  
三好林業総合センター（出席：15人、欠席：2人）  
（1）提案の概要について・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2～4  
（2）提案の経緯について  
（3）現地視察
- 【第2回】2019年7月29日（月） 9:00～  
三好市役所第二分庁舎 大会議室（出席：15人、欠席：2人）  
（1）第1回意見書に対する回答について・・・・・・・・・・P5～7
- 【第3回】2019年10月17日（木） 13:30～  
三好市役所3階 第1会議室（出席：12人、欠席：5人）  
（1）第2回意見書に対する回答について・・・・・・・・・・P8～10  
（2）意見具申の内容について
- 【意見具申】2019年10月28日（月）・・・・・・・・・・P11～12

## 提案の概要と経緯について（2019年1月23日現在 事業者提案資料より）

### 1. 事業の背景・目的

三好市まるごと観光による地方創生を目指す三好市において、インバウンドをはじめとする内外からの交流人口を増やすことが重視されるなか、三好市が誇る景勝地である大歩危小歩危エリアにおける観光事業は特に重要である。

既に観光客を受け入れる観光インフラが整った大歩危エリアと比べて、最も景観が素晴らしいとされる小歩危エリアについての観光インフラ整備が進んでいないことは、三好市の観光にとって大きな課題である。

「大歩危小歩危」と一つのエリアとして、多くの観光客が認識しているなか、「小歩危峡には何がありますか？」などの質問に対して、何も回答できないのが現状である。

人が何もしないことで美しい景観が守られているという意見もあるが、観光インフラがない小歩危エリアは保全活動がほとんど行われておらず、国道の路肩にゴミが散乱し、不法投棄等も多く確認できる。

また、竜ヶ岳を代表する剣山国定公園他の地域は、後継者不足により山の手入れができず、人が植林した伸び放題の杉や檜が散見し、景観を大きく損ねる結果となっている。

対して、観光インフラが整っている大歩危エリアは、観光事業者をはじめ、観光施設に勤める移住者、地元の方々の協力のもと、周辺の保全活動が非常に進んでおり、美しい景観が保たれている。

上記の現状を踏まえ、本事業は総合的に小歩危エリアの開発を推進し、大歩危エリアに匹敵もしくは三好市及び徳島県を代表する観光スポットとして、整備することを目的とする。

景観に最大限配慮し、V字谷である小歩危峡だからこそ可能なアクティビティである「キャニオンスイミング（国内初）」を目玉とし、昨今爆発的な人気を誇る「ジップライン」「バンジージャンプ」を同一箇所ですませる「ドロップゾーン小歩危」を開設する。

これをきっかけに、今後周辺のインフラ設備を充実させると共に、三好市のアウトドアアクティビティの柱である「ラフティング」との連携や、小歩危峡の歴史及びジオパークに関する学術的価値などの情報発信等も実施する。

## 2. 事業の概要

### ① 事業実施場所



### ② 各アクティビティについて



#### ■ キャニオンスイング (写真：左)

アクティビティタワーから対岸にワイヤーを張り、中央付近に支点を設ける「巨大ブランコ」。2人同時に参加することもでき、日本では初めてのアクティビティである。

#### ■ ジップライン (写真：中央)

ワイヤーを滑車で滑空するアクティビティ。建設予定地から下流方向へ約 250m 前後滑空し、戻りは電動ウインチで牽引し、小歩危峡の風景をゆっくりと楽しむことができる。

#### ■ バンジージャンプ (写真：右)

タワー最上段から、バンジーコードと呼ばれるゴムロープを装着し、垂直落下するアクティビティ。遊園地以外でのタワーバンジーは日本初となる。

### ③ アクティビティタワーの概要



※ドロップゾーン小歩危 (DZK) 景観アセスメント資料 E-JR 線路横パース (JR 乗客からの視点) 写真

アクティビティタワーは 29.8m の高さを持ち、前述の 3 種 (キャニオンスイング、ジップライン、バンジージャンプ) のアクティビティを同時に体験することができる。

国道と同じ高さにデッキを設置することで、小歩危峡の美しい景観を楽しみながら、各アクティビティの見学、小歩危峡の教育的利活用などを可能とする。

また、川の近くまで降りなければ見学できなかった、ラフティング小歩危ロングコースも見学することができる。

受付ブースでは、各アクティビティの受付はもちろんのこと、三好市の観光情報や他のアウトドアアクティビティの情報発信、小歩危ダム阻止運動の歴史などの地域に密着した情報も発信する予定である。

## 第1回意見書の内容と回答について

### (1) ジオパーク構想について

意見	回答（第2回審議会）
<p>本件施設建設予定地は、貴市の自然景観を内外にアピールする上で、代表的な非常に重要な場所であると認識している。貴市は、ジオパーク認定に向けて、取り組みを進めていることと思われるが、このような場所に、本件施設を建設することにより、ジオパーク認定に弊害が生じないのか甚だ疑問である。このことから、ジオパークとして認定されるための条件等について、資料の提示と説明を求める。</p>	<p>認定条件等について NPO 法人日本ジオパークネットワークの資料を配布し説明。</p> <p>施設の建設予定場所については、文化財課に照会し「天然記念物及び名勝大歩危小歩危」の指定エリア外となっていることを確認済みであり、施設の建設がジオパーク認定に影響があるかどうかについては、3名のジオパーク審査経験者に意見を伺い、下記の4点の意見と回答を得ていることを説明。</p> <p>(1点目) 大規模な建物などをジオパーク内に建設することは地域の中での合意形成が得られていけば問題はない。</p> <p>(2点目) 建物を建てることは必ずしも非保全活動ではない。</p> <p>(3点目) ジオパークとして最も重要なのは、建物がある方が周辺のサイトの活用・保全が推進されるようになった、ということが報告できるかどうか？ということ。そのためには、建てた後の活動が重要となる。</p> <p>(4点目) 世界ユネスコジオパークにはジップラインがあるジオパークがある。</p> <p>(回答) 以上のことから「ジップライン建設そのものについては地域内で合意形成されていけば日本ジオパーク認定に影響はないと思われる」</p>

(2) 建設予定施設について

意見	回答（第2回審議会）
<p>貴市および事業者からの説明・資料提供により、当該施設が、貴市における観光振興に寄与することについては、否定しないものの、同様の効果を得る方法は他にもあると思われる。また、前述のジオパークに関して、本件施設を建設することが、認定に悪影響を及ぼさないことを前提とした上で、下記のとおり要望する。</p> <p>① 建設予定施設のタワー部分に関する説明はあったものの、タワーに付随して設置する予定のワイヤーに関する説明も資料提供もなかったことから、ワイヤーを設置することによる景観的影響および景観的工夫等について、資料の提示と説明を求める。</p>	<p>①使用予定のワイヤーについて資料を提示し説明。 前回の審議資料では、パース図面（イメージ図面）として、わかりやすく図示していたため、実際より太い印象を与えてしまうこととなった。 本施設建設予定場所周辺に存在している同規格の河川横断ワイヤーを肉眼及び写真で確認したところ、ほとんど目立たないため景観的影響は軽微であると考えている。</p>

### 意見

② 建設予定施設のタワーについては、経済性を重視するあまり、デザイン性に乏しいことと、バンジージャンプ以外のアクティビティについては、タワー下部からの利用も可能であると考えられることから、タワー上部のボリュームを抑えることも検討されたい。その際、タワー全体として優れたデザインに改善されるよう再検討を求める。

### 回答（第2回審議会）

②タワーのデザインについて、実際に建設が可能と考えられる4案(A, B, C, D)について、実施場所(私有地)の床面積、ボリューム、荷重に対しての形状比較、コスト、拡張性の5項目について比較検討を行った結果、建物ボリュームの増加やコンクリート基礎量の増加に伴い施工費が増加といったデメリットはあるものの下記の理由からC案のコノ字型形状を採用することとした。

#### ●タワー上部床面積の確保

最小の床面積(通路を除く)である75.33㎡を上回る83.26㎡を確保可能。アクティビティエリア以外の床面積も増加するため、スムーズな運営及び安全性をより高めることができる。

#### ●展望デッキの設置

上記床面積の確保とタワーを分割したことにより、アクティビティに参加するお客様と一般のお客様の動線を完全に切り離すことができるため、4Fエリアに小歩危峡を一望できる有料展望台が設置可能である。本展望台の設置により、より多くの方に小歩危峡の魅力を発信できる。

#### ●タワー上部のスリム化

小歩危峡を最も多くの方が眺望すると予測される下流側からのタワー上部のボリュームを減少させることができる。鉄骨量が増加したことにより河川方向への転倒が懸念されるため、周辺の樹木より下の高さで筋交いを設置する。

#### ●荷重に対しての形状

タワーを分割し、上部を結合したことにより、初期設計の床面積を確保ができ、なおかつ支持する鉄骨も2本増加。更に筋交いを設けることにより、各アクティビティに発生する荷重に余力を持って対応することができる。

## 第2回意見書の内容と回答について

### (1) ジオパーク構想について

意見	回答（第3回審議会）
<p>本件施設建設予定地は、貴市の自然景観を内外にアピールする上で、代表的な非常に重要な場所であると認識している。貴市は、本施設がジオパーク認定に悪影響を及ぼさないことが本審議会での議論の前提となることから、距離が近いという意味での「地域の合意」にとどまらず、ジオパーク認定に向けて活動を起こしている市民らにも合意してもらえよう努力すること。</p>	<p>（観光戦略課より説明）</p> <p>ジオパーク認定審査においては、ジオサイトなどの周辺に建物を建てることが必ずしも非保全活動にあたるとは限らない。それよりも建てた後の保全（周知）活動が審査時には重要な点となる。本件施設は大歩危小歩危周辺のジオパークの各サイト（ジオサイト・エコサイト・カルチュラルサイト）について保護保全活動の拠点的な施設としての活用を考えており、また、地域の学生が地域の「ジオ」を現場で学習できるうえ、広くこの地域の「ジオ」を周知できるような施設となるように努めていく。</p> <p>埼玉県秩父では、すでに類似アクティビティ施設が建築されており、ジオパーク認定もうけていることから、この事例を参考に、今後もジオパーク認定にとってマイナスでは無く、大きなプラスとなる設備としての運用を図っていく。</p> <p>本年年末～年度末を目途にジオパーク推進協議会を発足させる予定であり、ジオパーク事業の所管課として様々な施策を通じ、日本ジオパーク、さらには世界ジオパークの認定を目指し、努力していく。</p>



(2) 建設予定施設について

意見
貴市および事業者からの説明・資料提供により、当該施設が、貴市における観光振興に寄与することについては、否定しないものの、本件施設を建設することを前提とした上で、下記のとおり要望する。
① 比較検討した3案については、50 t クレーン車での作業が必要であり、事業者の所有地からの作業は35 t クレーン車が限界であるため、建設工事期間中、国道の通行制限許可が得られるかについて確認するとともに、市の観光基本計画、景観施策からの重要性を示して許可が得られるよう、市と事業者は最大限の努力をすること（許可が得られれば設計の自由度が上がり、良好な景観形成に寄与する構造物のデザインが可能となるため）
② タワー基礎部分について、河川側から見ると何も隠すものがないため、景観的な工夫を検討すること

回答（第3回審議会）
①50 t クレーン車での作業には、建設工事期間中、国道の通行制限許可が必要となるが、市及び事業者が国土交通省に国道の通行制限許可について確認したところ、「片側交互通行なら可能性があるが、全面通行止めに関しては、大雨による事前通行規制及び災害発生時以外に全面通行止めを行うことはない」との回答であり、本件における国道の全面通行止めについては不可能であると考える。
②検討の結果、タワー及び周辺について化粧型枠を使用したコンクリート壁面の採用や周辺の樹木と同種の植栽等により景観に配慮することとしている。

意見	回答（第3回審議会）
<p>③ タワーのデザインについて、大きな構造物となるため、土木デザインの専門家からの意見も聴取し、可能な限り反映すること</p>	<p>③ 県内の土木設計コンサル等の専門家（3名）、県外の土木デザインの専門家（1名）から聴取した意見を説明。 （事業者より）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全性能については再検証する必要があると思われる。 （県内の土木設計コンサル等の専門家）</li> <li>・タワーのデザインについては、地理的に施工要件が厳しいため、抜本的なデザイン変更は難しいと思われる。 （県内の土木設計コンサル等の専門家）</li> <li>・現在のトラス案が最善であると考えられる。 （県内の土木設計コンサル等の専門家）</li> </ul> <p>（観光戦略課より）※上記3名がデザインの専門家ではなかったので、審議会前に意見聴取先を追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・もっとカッコいいものを作ってほしい気持ちはあるがタワーのデザインについては、現状今の案以上の案は思い浮かばない。 （県外の土木デザインの専門家）</li> </ul>
<p>④ タワーの建設により、現在、写真愛好家等に親しまれている白川橋周辺からの眺望は失われることになるが、それに代わる新たな眺望を確保できるような機能を設けること</p>	<p>④ タワーの建設により現在の白川橋周辺からの眺望は失われることになるが、タワー内部に展望施設（2か所）を設けることにより、新たな眺望を確保できるよう努めている。</p>

## 意見具申

2019年10月28日

三好市長 黒川 征一 様

三好市景観審議会  
会長 真田 純子

### 小歩危峡を活用したアクティビティ（交流施設）提案に関する意見具申

#### 1 審議の概要

平成30年12月7日、三好市観光課より本審議会に審議依頼のありました小歩危峡を活用したアクティビティ（交流施設）提案について「天然記念物及び名勝国指定地」に指定されている大歩危小歩危に隣接する場所であること、本アクティビティ施設を建設することによる観光需要と地域活性化、ジオパーク申請箇所であることなどの状況を踏まえながら、本件が当該地において、良好な景観の形成に寄与するか否かを中心に審議しましたので、その結果を意見として具申いたします。

#### 2 審議結果

##### (1) ジオパーク構想について

当該施設建設予定地は、貴市の自然景観を内外にアピールする上で、代表的な非常に重要な場所であると認識している。予定では、当該施設をジオパーク活動に利用することとされているが、ジオパーク活動を担う人々に受け入れられる施設であることが前提となるため、引き続き合意を得る努力を続けること。

##### (2) 建設予定施設について

###### 1) 景観に対する意見

これまでの審議において、良好な景観形成と観光振興を両立すべく意見を述べてきた。しかしながら、貴市および事業者からの説明・資料提供により、下記の通り、これまで求めてきたデザインの根本的な変更は、現状では難しいと考えられる。したがって、当初の意見の通り、当該施設は当該地への景観に多大な負の影響を及ぼすとの判断は変わっていない。

## 意見具申

ただし、本施設が貴市における観光振興に寄与することについては否定しないため、建設するか否かについては市の判断に委ねる。三好市の将来にわたる景観、道路の安全、河川の安全なども考慮し慎重に判断されることを期待する。

なお、良好な景観形成と観光振興のための構造物の設置は必ずしも二者択一ではなく、さらなる検討を行うことによって両立できる可能性も残されている。当該構造物においてはデザインと構造設計を分けて考えることが難しいため、本格的なデザイン検討においては詳細な構造計算とともに行う必要があり、④に示したようにその検討には費用がかかる。この費用については、市景観条例第27条にあるように、市長が助成することが可能であることを申し添える。

- ① 提案の施設は、当該地域の景観形成基準に照らし合わせれば過剰な大きさであるが、施設の機能上、大きさを変更することは不可能である。
  - ② したがって「周囲の景観に馴染ませる・隠す」という方針で周辺景観への負の影響を軽減することは難しく、これまでの審議においては、構造物そのものが良好な景観を創出するものになることを目指して、デザインの根本的な再考を求めてきた。
  - ③ しかしながら、地形条件、施工条件等からデザインの根本的な変更は難しい状況であることも、審議の過程で明らかとなった。
  - ④ 当該地での条件を踏まえた構造からのデザインの可能性はゼロとは言えないが、デザイン検討にあたっては、コストがかかるため、審議会から強制することは難しい。
- 2) 建設にあたって

上記に示した審議会の意見を踏まえた上で貴市の判断で当該施設を建設することになった場合は、下記の点を要望する。

- ① タワー基礎部分および対岸のワイヤーのアンカーについて、河川側から見ると隠すものがないため、コンクリートが目立たないよう景観的な工夫を検討すること。
- ② 施工および維持管理のための施設（アンカー部も含む）周辺の樹木伐採については最低限の範囲で行い、景観の改変を抑えること。
- ③ タワーへの景観的配慮は、ルーバーや植栽ではなく、色によって行うこと。色は、黒に近い茶色とすること。塗装ではなく耐候性鋼材、リン酸亜鉛処理などを利用する場合も、上記の色とすること。
- ④ タワーの建設により、現在、写真愛好家等に親しまれている白川橋周辺からの眺望は失われることになるが、それに代わる新たな眺望を確保できるような機能を設けること。